十五　健康保険法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する健康保険法等の一部を改正する法律第二十四条の規定による改正後の介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき社会保険庁長官が同意した件（平成十九年社会保険庁告示第二十六号）

十六　国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（平成二十一年社会保険庁告示第八号）

十七　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件（平成二十一年社会保険庁告示第九号）

○農林水産省告示第千九百号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　六、八五〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点第一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一七・一度のてん菜について適用する。

二　糖度が一三・五度以上一七・一度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一七・一度を〇・一度下回るごとに六七円を、この単価から差し引いた額とする。

三　糖度が一七・一度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一七・一度を〇・一度上回るごとに六七円を、この単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第千九百一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　一六、三二〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点第一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用する。

二　糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を、この単価から差し引いた額とする。

三　糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価は、糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を、この単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第千九百二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

でん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき　一二、一六〇円

備考

一　この単価は、四捨五入により小数点第一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一七・四パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用する。

二　でん粉含有率が一七・四パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、でん粉含有率が一七・四パーセントを〇・一パーセント下回るごとに七〇円を、この単価から差し引いた額とする。

三　でん粉含有率が一七・四パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、でん粉含有率が一七・四パーセントを〇・一パーセント上回るごとに七〇円を、この単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第千九百三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十三条第一項に規定する指定地域（以下単に「指定地域」という。）の区域内において生産されるでん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる指定地域について、同表の中欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定地域	品種	単価
宮崎県及び鹿児島県の区域	アリアケイモ、九州159号、コガネセンガン、コナホマレ、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき　二五、九六〇円
	その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき　二四、一五〇円

○農林水産省告示第千九百四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十三条第一項の規定に基づき、平成十八年九月二十八日農林水産省告示第千三百十号（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第一項及び第三十三条第一項の農林水産大臣が指定する地域を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

第二号中「茨城県、千葉県、」を削る。

○農林水産省告示第千九百五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五三、九六〇円

適用期間　平成二十二年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第千九百六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十一年十二月二十八日　農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産大臣の定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　二、二八七円

適用期間　平成二十二年一月一日から三月三十一日まで